

## 福島原発避難者訴訟（第1陣） 控訴審判決を迎えて

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 広 田 次 男  
共同代表 弁護士 鈴 木 堯 博

<問い合わせ先> 弁護団幹事長 米倉勉 (よねくら つとむ) 03-3463-4351 090-4052-1994
--

### 第1 訴訟の概要

#### 1 事件番号等

仙台高等裁判所民事第2部 平成30年(ネ)第164号

原審は、福島地裁いわき支部 平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号)

#### 2 一審原告(控訴人兼被控訴人)

早川篤雄ら、合計216名・82世帯(1陣原告)

原告はいずれも、福島原発事故当時、避難区域である南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村に居住していた住民であり、いわき市ほか福島県内外での避難生活を強いられた。

1陣に続いて、第2陣(373名)・第3陣訴訟(162名)、南相馬訴訟(151名)が福島地裁いわき支部に係属中(総計は905名)。

#### 3 一審被告(控訴人兼被控訴人)

東京電力ホールディングス株式会社

(一審被告も控訴したので、双方が「控訴人兼被控訴人」)

※ この訴訟においては、国は被告にしていない。

#### 4 請求額

合計18億8070万260円

(地裁段階では、合計金133億479万8166円の請求)

#### 5 一審原告の主張と請求内容

##### (1) 被害の実態と内容

本件における被害の核心は、長期的な避難を強いられることにより、「生活・人生を丸ごと奪われた」(=「包括的生活利益としての平穏生活権」を侵害された)ことであり、2つの被害を含む。

① 避難慰謝料(「日常生活の阻害」)

避難生活という異常で困難な事態による、精神的苦痛。より具体的には、様々な「不安、不自由、不便、心身の苦痛とストレス」などが複合し、重なり合っており、深刻な精神的苦痛を与えている。

② 故郷喪失慰謝料（地域生活利益）の侵害

それだけにとどまらず、本件の被害の特徴は、地域生活の破壊にある。1つの広大な地域において、住民の全員が長期的な避難を強いられることにより、「故郷（地域）」そのものが不可逆的に破壊された。「故郷（地域）」とは、家財や住宅、生業の基礎である農地などの資産はもとより、自然環境、経済、文化（社会・政治）等のあらゆる要素が一体となって、生活と生産を支える諸条件をなしている。これらの一切切が奪われたことは、「地域生活利益」の喪失を意味し、住民に有形無形の財産的損害を与えるとともに、深い喪失感という精神的苦痛を与える。

あるいは、故郷とは「人と自然とのつながり、人と人のかかわり、そしてその永続性や持続性が三位一体となった場所」であり、その剥奪により地域生活を支えている「共同性」が破壊されたことは、重大な損害を与える。

このような、「生活・人生を丸ごと奪われた」というべき被害が、「故郷喪失損害」である。

**（２）原審での請求内容**

このような特徴を持つ本件の被害は多種・多様な損害項目に及ぶところ、本件訴訟においては、次の４つの損害だけを請求した。

① 避難慰謝料

1か月あたり 50 万円

② 故郷喪失慰謝料

1人あたり 2000 万円

③ 居住用不動産

「時価」ではなく、事故前と同等の住居の再取得に必要な金額

④ 家財

「時価」ではなく、事故前と同等の生活の再取得に必要な金額

※ なお、被告から既に支払われている慰謝料や財物賠償の金額は、これらから控除して請求。

**（３）控訴審での請求額（控訴の趣旨）**

一部請求として、基本的に1人847万円を請求。

控訴に際しては、一審原告らは、早期の救済を実現することと、裁判費用（収入印紙代）を節約するために、上記の損害の全部ではなく、一部請求（一部控訴）とした（認容額を控除）。

故郷喪失慰謝料 500 万円＋避難慰謝料 420 万円－認容額 150 万円  
＋弁護士費用 10%=847 万円

**6 東電の「過失」責任の追及**

原発事故である本件については、原子力損害賠償法第3条の規定により、事業者にも過失がなくても賠償責任が課される（無過失責任）。被害者の救済のために、過失の立証を不要としたもの。

しかし原告らは、東電の法的責任を明確化し、事故の再発防止を徹底させるため、

原賠法に基づく責任だけではなく、あえて、民法 709 条による「不法行為」（過失責任）の成立を主張し、東電の過失を立証している。

## 第2 審理の経過

### 1 原審における審理

原審においては、本件の類例のない被害を精密に解明するため、環境法学をはじめ、関係諸科学の知見を十分に踏まえた主張を展開した。そして、淡路剛久教授（環境法学）、除本理史教授（環境経済学・環境政策学）の意見書を提出するとともに、除本教授については法廷における証人尋問を実現した。

さらに、現に生じている被害の実相を証明するために、原則として全部の世帯について詳細な原告本人尋問を実施した。

加えて、現地の被害状況を立証するために、裁判所による現地検証を2日間に渡って実施した。

### 2 原判決（2018年3月22日）の不十分さ

- ・被侵害利益（保護法益）の検討を回避
- ・「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」をまとめて算定
- ・既払い金の内容を特定せずに全額控除
- ・「一律請求」の意味を曲解して「共通損害」だけを賠償
- ・中間指針の性質・内容を検討せず、「薄く上乘せ」
- ・その結果、一律150万円ないし70万円という低額賠償

### 3 控訴審における審理

#### (1) 原判決の誤りを正すための主張と新たな立証

- ・再度の原告本人尋問（代表的被害・15人）
- ・再度の現地検証（現地進行協議）
- ・証人尋問（環境経済学：寺西俊一教授、環境社会学：関礼子教授）
- ・意見書提出（環境法学：吉村良一教授）

#### (2) 裁判所の積極的な訴訟指揮

- ・「2年以内に判決」という提案と「充実・迅速な審理」の要望
- ・毎月1回・終日の審理。ディスカッション方式の専門家尋問。3月12日の判決期日指定。

### 4 控訴審での新たな立証命題

#### (1) 被害の継続

- ・帰還困難区域は、今も絶望的な状況
- ・避難指示が解除された地域も、地域の状況・機能は回復していない
- ・だから、帰還できない多数の避難者
- ・やむを得ず帰還しても、回復しないままの地域で、孤立した生活

#### (2) 「故郷喪失・剥奪」という厳然たる現実

- ・被害の「予測」が現実化した、避難区域の現状
- ・区域外避難者についても同様に、「帰還できない現実」（故郷喪失）の継続・固定

- (3) そのような中での審理・控訴審判決
- ・現に「見えている」被害事実を裁判所と共有する
  - ・被害の長期化(=深刻化)が「公知の事実」

### 第3 本件判決の影響

- (1) 全国最初の高裁判決  
強制避難者による、最大規模・事故発生地での裁判所・最初の提訴・最初の高裁判決
- (2) 3/17の小高に生きる判決(東京高裁)と相まって、強い影響力

### 第4 判決期日の予定

12時	裁判所前の三角公園にて決起集会⇒入廷行進
13時～13時30分	傍聴の抽選
14時	開廷
16時	報道関係への解説(仙台弁護士会)
16時30分	引き続き報告集会(別紙参照)
18時頃	終了・解散

以上